

品川区立環境学習交流施設指定管理者候補者の選定について

1. 経過・趣旨

令和4年5月1日に開設予定の品川区立環境学習交流施設（以下「本施設」という。）は、令和元年度、公募型プロポーザル方式により施設の設計・運営を行う事業者が選定された。その後、令和3年7月15日に本施設条例の公布を受け、当該候補者を指定管理者候補者として審議・選定する。

2. 指定管理者が管理を行う施設

品川区立環境学習交流施設（所在地：品川区豊町二丁目1番30号）

3. 指定管理者が行う主な業務

- (1) 本施設の事業の企画および運営に関すること。
- (2) 本施設および設備の維持管理・修繕に関すること。

4. 指定期間

令和4年5月1日から令和9年3月31日まで

5. 指定管理者候補者の選定

(1) 選定方法

品川区指定管理者制度活用に係る基本方針に基づき、「品川区立環境学習交流施設指定管理者候補者選定委員会」により選定する。

(2) 選定基準

選定にあたっては、次に掲げる事項を選定基準とする。

- ① 本施設の平等な使用およびサービスの向上を図るものであること。
- ② 本施設の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- ③ 本施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。
- ④ 上記に掲げるもののほか、条例第1条の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

6. 今後の予定

| | | |
|------|-----|-----------------------------|
| 令和3年 | 8月 | 指定管理者候補者選定予備委員会・選定委員会の開催・選定 |
| | 10月 | 指定管理者指定の議決 |
| 令和4年 | 3月 | 指定管理者業務の協定締結 |
| | 5月 | 指定管理者業務の開始 |